

秋号

くらしの情報

マスコットキャラクター
まもりん

計量
豆知識

「度量衡」について

▶▶▶ 11月1日は計量記念日です ◀◀◀

現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、以後11月1日を「計量記念日」とし、また11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。

「度量衡—ど・りょう・こう」をご存じですか？

度は長さ、量は体積、衡は質量を意味し、計量の道具や基準も意味しています。

基準には人の体が多く使われ、古代エジプトでは王様の肘から中指までの長さを1キュービットとし概ね50cmです。

親指の幅を1インチとし2.54cm、足のかかとからつま先までの長さを1フート(複数形はフィート)とし30.48cmです。

基準は世界中でバラバラでしたが、フランスが北極点から赤道までの子午線の距離の1千万分の1を1mとする単位(1983年からは、光の速さを用いたものになっています)を提案し、1875年(明治8年)5月20日の国際会議でメートル条約が締結され日本も1885年に加盟しました。

度量衡の制度は紀元前から始まっていますが「誰もが平等に手にすることが出来る度量衡」になって150年ほどです。



消費生活センター 計量検査所
北九州市小倉北区親和町6番2号
TEL:093-592-2012



<市長表明>

消費者行政の推進について

北九州市では、昭和46年(1971年)に、他都市に先駆けて消費生活センターを設置し、市民の皆様の消費生活に関する相談を受け、トラブルの解決に向けた助言などを行っています。

一方で、巧妙化する「悪質商法」などの被害を未然に防ぐためには、知識を身につける「予防」が重要です。

このため、北九州市では、国の地方消費者行政強化交付金を活用して、出前講座や広報紙の発行、SNSによる情報発信など、様々な啓発活動に取り組んでいます。

北九州市・新ビジョンに掲げられた『「安らぐまち」の実現』に向けて、地域や警察など関係の皆様との連携を図りながら消費者行政を推進してまいります。

令和6年11月

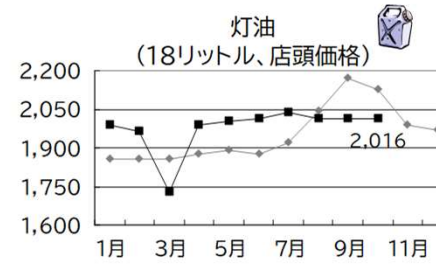
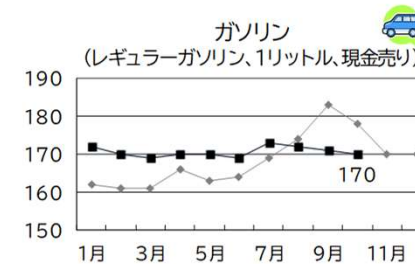
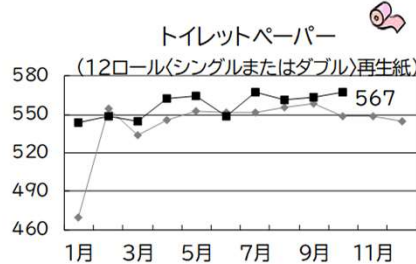
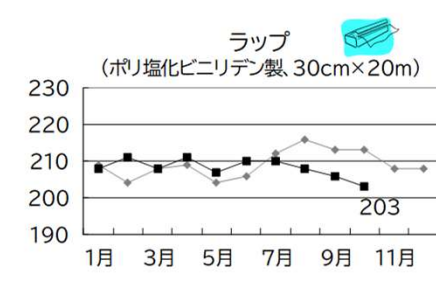
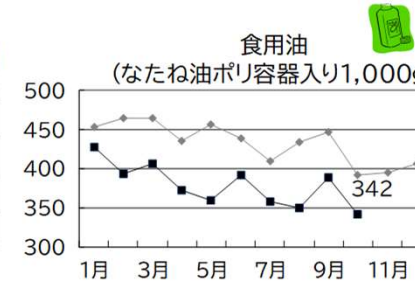
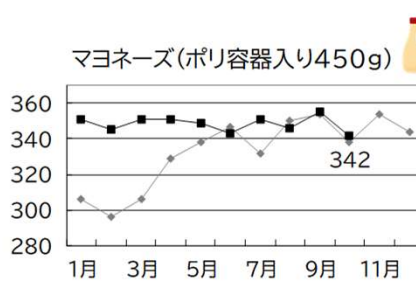
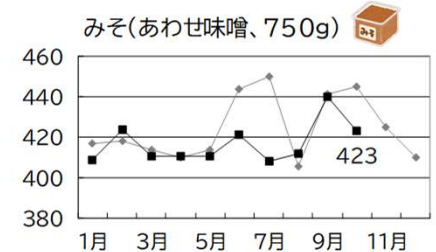
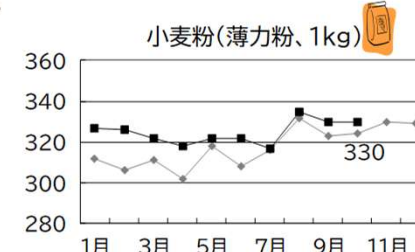
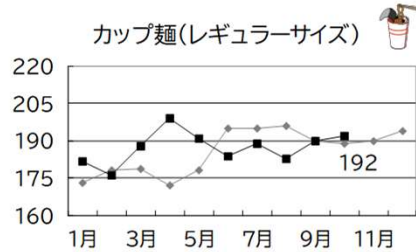
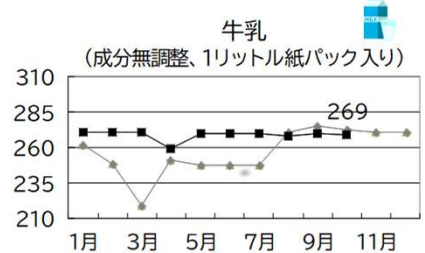
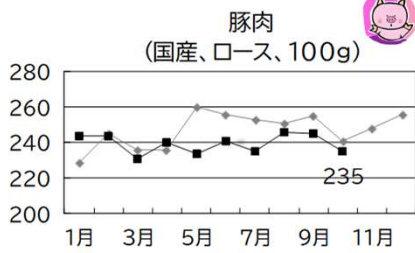
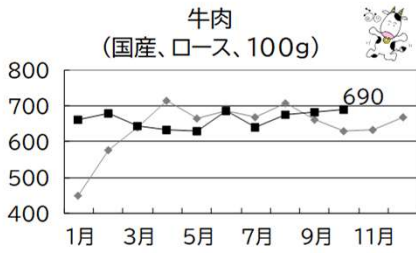
北九州市長 武内和久

物価情報 【生活関連物資の10月価格動向】

※単位:円 価格は消費税を含みます



物価に関するお問い合わせは
☎871-0428



◎結果は令和6年10月に職員が市内の小売店舗で調査したものです。◎特価の価格も含まれますので、あくまで参考程度にしてください。
◎上記以外も調査しています。詳しくは、北九州市立消費生活センターのホームページをご覧ください。

※通話料はすべて有料です

い や や
消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)

北九州市の相談窓口は次の4箇所です **まずはお電話にてご相談下さい!**

- 北九州市立消費生活センター ☎093-861-0999
相談受付時間: 9時00分から16時45分(第3土曜日は13時まで) 休館日: 日曜日・祝日、年末年始
- 小倉北相談窓口 ☎093-582-4500
相談受付時間: 9時00分から16時45分 面談での相談: 週3回 月曜日・水曜日・金曜日(祝日、年末年始除く)
- 八幡西相談窓口 ☎093-641-9782
相談受付時間: 9時00分から16時45分 休館日: 土曜日・日曜日・祝日、年末年始
- 小倉南相談窓口 ☎093-951-3610
相談受付時間: 9時00分から16時45分 面談での相談: 週2回 火曜日・木曜日(祝日、年末年始除く)

※門司・若松・八幡東の各区相談窓口での面談は、消費生活センター ☎861-0999 へご相談ください